

幹部職員の任免等に関する制度を改革するための内閣法等の一部を改正する法律案要綱

第一 内閣法の一部改正

内閣官房に置かれる幹部職員（第四の幹部職員に係る職に相当する職として政令で定めるものを占める職員をいう。）の任免は、内閣総理大臣が行うものとともに、その服務、退職管理等について、所要の規定を整備すること。

（第一条関係）

第二 国家行政組織法の一部改正

各省及び各庁（法務省に置かれる検察庁及び防衛省に置かれる特別の機関のうち政令で定めるもの並びに実施庁（公安調査庁を除く。）を除く。）に置かれる幹部職員（庁の長官、事務次官、庁の次長、局長、部長若しくは官房長の職又はこれらの職に準ずる職であつて政令で定めるものを占める職員をいう。）の任免は、その省（庁にあつては、その庁の置かれる省）の長である大臣が行うものとともに、その服務、退職管理等について、所要の規定を整備すること。

（第二条関係）

第三 内閣法制局設置法の一部改正

内閣法制局に置かれる幹部職員（内閣法制次長若しくは部長の職又はこれらの職に準ずる職であつて

政令で定めるものを占める職員をいう。)の任免は、内閣総理大臣が行うものとともに、その職務、退職管理等について、所要の規定を整備すること。
(第三条関係)

第四 内閣府設置法の一部改正

内閣府(宮内庁、委員会及び警察庁を除く。)に置かれる幹部職員(事務次官、内閣府審議官、局長、部長、官房長、庁の長官、庁の次長、庁の局長、庁の部長若しくは庁の官房長の職又はこれらの職に準ずる職であつて政令で定めるものを占める職員をいう。)の任免は、内閣総理大臣が行うものとともに、その職務、退職管理等について、所要の規定を整備すること。
(第四条関係)

第五 復興庁設置法の一部改正

復興庁に置かれる幹部職員(事務次官の職その他第四の幹部職員に係る職に相当する職として政令で定めるものを占める職員をいう。)の任免は、内閣総理大臣が行うものとともに、その職務、退職管理等について、所要の規定を整備すること。
(第五条関係)

第六 国家公務員法の一部改正

一 第一から第五までの幹部職員を、特別職の国家公務員とすること。

- 二 第一から第五までの改正に伴い、幹部職員の任用等に関する特例の規定、幹部候補者育成過程に関する規定、幹部職員の降任に関する特例の規定等の幹部職員に係る規定を削除すること。
- 三 その他所要の規定を整備すること。

(第六条関係)

第七 自衛隊法の一部改正

- 一 第一から第五までの改正に伴い、幹部隊員の任用等に関する特例の規定、幹部隊員の降任に関する特例の規定等の幹部隊員に係る規定を削除すること。
- 二 その他所要の規定を整備すること。

(第七条関係)

第八 幹部職員の処遇に関する規定の整備等

- 一 第一から第五までの幹部職員の給与、退職手当その他の処遇に関する規定の整備については、別に法律で定めること。

二 一のほか、第一から第七までの施行に伴い必要となる関係法律の整備その他必要な事項については、

別に法律で定めること。

(第八条関係)

第九 施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。
ただし、第八は、公布の日から施行すること。

(附則第一条関係)

第十 経過措置

一 この法律の施行の際現に第一から第五までの幹部職員に係る職に相当する職を占めている者は、この法律の施行の日それぞれ当該幹部職員となったものとみなすものとする。ただし、当該幹部職員となることが適当でない場合として政令で定める場合は、この限りでないものとする。

(附則第二条関係)

二 その他所要の経過措置について規定すること。

◎幹部職員の任免等に関する制度を改革するための内閣法等の一部を改正する法律案新旧対照表

○内閣法（昭和二十二年法律第五号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第二十四条の二 内閣官房に置かれる幹部職員（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第六十五条の二第一項に規定する幹部職員に係る職に相当する職として政令で定めるものを占める職員をいう。以下この条において同じ。）の任免は、内閣総理大臣が行う。</p> <p>2 国家公務員法第十八条の二（退職管理に関する事務その他政令で定める事務に係る部分に限る。）から第十八条の四まで、第九十六条、第九十七条、第九十八条第一項、第九十九条、第一百条第一項から第三項まで、第一百六条の二から第一百六条の四の二まで及び第一百六条の十六から第一百六条の二十七まで（これらの規定に係る罰則を含む。）、同法第九十九条（第十四号から第十八号までに係る部分に限る。）並びに第一百十二条の規定は、幹部職員及びその職について準用する。この場合において、これらの規定中「人事院規則」とあるのは、「政令」と読み替えるものとするほか、必要な読替は、政令で定める。</p> <p>3 第十五条第五項の規定は、幹部職員について準用する。この場合において、同項中「内閣総理大臣」とあるのは「内閣官房長官」とする。</p>	<p>〔新設〕</p>

改正案	現行
<p>（幹部職員の任免等）</p> <p><u>第二十二條</u> 各省及び各庁（法務省に置かれる検察庁及び防衛省に置かれる特別の機関のうち政令で定めるもの並びに実施庁（公安調査庁を除く。）を除く。）に置かれる幹部職員（第六條の長官、第十八條第一項の事務次官、同條第三項の次長、第二十一條第一項の局長若しくは部長若しくは同條第二項の官房の長の職又はこれらの職に準ずる職であつて政令で定めるものを占める職員をいう。以下この条において同じ。）の任免は、その省（庁にあつては、その庁の置かれる省）の長である大臣がこれを行う。</p> <p>2 国家公務員法第十八條の二（退職管理に関する事務その他政令で定める事務に係る部分に限る。）から第十八條の四まで、第九十六條、第九十七條、第九十八條第一項、第九十九條、第一百條第一項から第三項まで、<u>第一百六條の二から第一百六條の四の二まで及び第一百六條の十六から第一百六條の二十七まで</u>（これらの規定に係る罰則を含む。）、同法第九十九條（第十四号から第十八号までに係る部分に限る。）並びに第一百十二條の規定は、幹部職員及びその職について適用する。この場合において、これらの規定中「人事院規則」とあるのは、「政令」と読み替えるものとするほか、必要な読替は、政令で定める。</p>	<p><u>第二十二條</u> 削除</p>

3 第十七条の二第六項の規定は、幹部職員について準用する。この場合において、同項中「その省の長である大臣」とあるのは「その省の長である大臣(庁にあつては、その庁の長である長官)」とする。

改正案	現行
<p>（内閣法制局長官）</p> <p>第二条〔略〕</p> <p>2 長官は、内閣法制局の事務を統括し、部内の職員の任免、進退を行い、かつ、その職務につき、これを統督する。ただし、第六条第一項に規定する幹部職員の任免については、この限りでない。</p> <p>（幹部職員の任免等）</p> <p>第六条 内閣法制局に置かれる幹部職員（前条第一項の内閣法制次長若しくは同条第五項の部長の職又はこれらの職に準ずる職であつて政令で定めるものを占める職員をいう。以下この条において同じ。）の任免は、内閣総理大臣が行う。</p> <p>2 国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第十八条の二（退職管理に関する事務その他政令で定める事務に係る部分に限る。）から第十八条の四まで、第九十六条、第九十七条、第九十八条第一項、第九十九条、第百条第一項から第三項まで、第百六条の二から第百六条の四の二まで及び第百六条の十六から第百六条の二十七まで（これらの規定に係る罰則を含む。）、同法第百九条（第十四号から第十八号までに係る部分に限る。）並びに第百十二条の規定は、幹部職員及びその職について準用する。この場合において、こ</p>	<p>（内閣法制局長官）</p> <p>第二条〔略〕</p> <p>2 長官は、内閣法制局の事務を統括し、部内の職員の任免、進退を行い、<u>且つ</u>、その職務につき、これを統督する。</p> <p>第六条 削除</p>

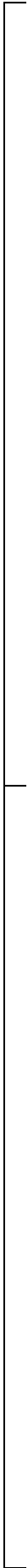
これらの規定中「人事院規則」とあるのは、「政令」と読み替えるものとするほか、必要な読替えは、政令で定める。

3 幹部職員は、在任中、長官の許可がある場合を除き、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

改正案	現行
<p>第六十五条の二 内閣府（宮内庁、委員会及び警察庁を除く。）に置かれる幹部職員（第十五条第一項の事務次官、第十六条第一項の内閣府審議官、第十七条第五項の局長若しくは部長、同条第六項の官房の長、第五十条の長官、第六十一条第一項の次長、第六十三条第一項の局長若しくは部長若しくは同条第二項の官房の長の職又はこれらの職に準ずる職であつて政令で定めるものを占める職員をいう。以下この条において同じ。）の任免は、内閣総理大臣が行う。</p> <p>2 国家公務員法第十八条の二（退職管理に関する事務その他政令で定める事務に係る部分に限る。）から第十八条の四まで、第九十六条、第九十七条、第九十八条第一項、第九十九条、第一百条第一項から第三項まで、第一百六条の二から第一百六条の四の二まで及び第一百六条の十六から第一百六条の二十七まで（これらの規定に係る罰則を含む。）、同法第九十九条（第十四号から第十八号までに係る部分に限る。）並びに第一百十二条の規定は、幹部職員及びその職について準用する。この場合において、これらの規定中「人事院規則」とあるのは、「政令」と読み替えるものとするほか、必要な読替は、政令で定める。</p> <p>3 第十四条の二第八項の規定は、幹部職員について準用する。この</p>	<p>〔新設〕</p>

場合において、同項中「内閣総理大臣」とあるのは「内閣官房長官」とする。

改正案	現行
<p>（幹部職員の任免等）</p> <p>第十九条の二 復興庁に置かれる幹部職員（第十一条第一項の事務次官の職その他内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第六十五条の二第一項に規定する幹部職員に係る職に相当する職として政令で定めるものを占める職員をいう。以下この条において同じ。）の任免は、内閣総理大臣が行う。</p> <p>2 国家公務員法第十八条の二（退職管理に関する事務その他政令で定める事務に係る部分に限る。）から第十八条の四まで、第九十六条、第九十七条、第九十八条第一項、第九十九条、第一百条第一項から第三項まで、第一百六条の二から第一百六条の四の二まで及び第一百六条の十六から第一百六条の二十七まで（これらの規定に係る罰則を含む。）、同法第九十九条（第十四号から第十八号までに係る部分に限る。）並びに第一百十二条の規定は、幹部職員及びその職について準用する。この場合において、これらの規定中「人事院規則」とあるのは、「政令」と読み替えるものとするほか、必要な読替は、政令で定める。</p> <p>3 第十条の二第七項の規定は、幹部職員について準用する。この場合において、同項中「内閣総理大臣」とあるのは「復興大臣」とする。</p>	<p>〔新設〕</p>



改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章〔略〕</p> <p>第三章 職員に適用される基準</p> <p>第一節〔略〕</p> <p>第二節 採用試験及び任免（第三十三条・第三十三条の二）</p> <p>第一款～第五款〔略〕</p> <p>第三節～第十節〔略〕</p> <p>第四章〔略〕</p> <p>附則</p> <p>（一般職及び特別職）</p> <p>第二条〔略〕</p> <p>②〔略〕</p> <p>③ 特別職は、次に掲げる職員の職とする。</p> <p>一～八〔略〕</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章〔略〕</p> <p>第三章 職員に適用される基準</p> <p>第一節〔略〕</p> <p>第二節 採用試験及び任免（第三十三条・第三十三条の二）</p> <p>第一款～第五款〔略〕</p> <p>第六款 幹部職員の任用等に係る特例（第六十一条の二―第六十一条の八）</p> <p>第七款 幹部候補育成課程（第六十一条の九―第六十一条の十）</p> <p>第三節～第十節〔略〕</p> <p>第四章〔略〕</p> <p>附則</p> <p>（一般職及び特別職）</p> <p>第二条〔略〕</p> <p>②〔略〕</p> <p>③ 特別職は、次に掲げる職員の職とする。</p> <p>一～八〔略〕</p>

八の二 内閣法(昭和二十二年法律第五号)第二十四条の二第一項、
国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第二十二條第一
項、内閣法制局設置法(昭和二十七年法律第二百五十二号)第六
條第一項、内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第六十五
條の二第一項及び復興庁設置法(平成二十三年法律第二百二十五
号)第十九條の二第一項に規定する幹部職員

九〇十七 [略]

④⑦ [略]

(人事院)

第三條 [略]

② 人事院は、法律の定めるところに従い、給与その他の勤務条件の
改善及び人事行政の改善に関する勧告、採用試験(採用試験の対象
官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する事項
を除く。)、任免(標準職務遂行能力及び採用昇任等基本方針に関
する事項(第三十三條第一項に規定する根本基準の実施につき必要
な事項であつて、行政需要の変化に対応するために行う優れた人材
の養成及び活用の確保に関するものを含む。))を除く。)、給与(一
般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第
六條の二第一項の規定による指定職俸給表の適用を受ける職員の
号俸の決定の方法並びに同法第八條第一項の規定による職務の級
の定数の設定及び改定に関する事項を除く。)、研修(第七十條の
六第一項第一号に掲げる観点に係るものに限る。))の計画の樹立及

[新設]

九〇十七 [略]

④⑦ [略]

(人事院)

第三條 [略]

② 人事院は、法律の定めるところに従い、給与その他の勤務条件の
改善及び人事行政の改善に関する勧告、採用試験(採用試験の対象
官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する事項
を除く。)、任免(標準職務遂行能力、採用昇任等基本方針、幹部
職員の任用等に係る特例及び幹部候補育成課程に関する事項(第三
十三條第一項に規定する根本基準の実施につき必要な事項であつ
て、行政需要の変化に対応するために行う優れた人材の養成及び活
用の確保に関するものを含む。))を除く。)、給与(一般職の職員
の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第六條の二第
一項の規定による指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸の決定
の方法並びに同法第八條第一項の規定による職務の級の定数の設
定及び改定に関する事項を除く。)、研修(第七十條の六第一項第

び実施並びに当該研修に係る調査研究、分限、懲戒、苦情の処理、職務に係る倫理の保持その他職員に関する人事行政の公正の確保及び職員の利益の保護等に関する事務をつかさどる。

③・④ 〔略〕

(職員)

第四条 〔略〕

②・③ 〔略〕

④ 人事院は、その内部機構を管理する。国家行政組織法は、人事院には適用されない。

(内閣総理大臣)

第十八条の二 内閣総理大臣は、法律の定めるところに従い、採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する事務、標準職務遂行能力及び採用昇任等基本方針に関する事務(第三十三条第一項に規定する根本基準の実施につき必要な事務であつて、行政需要の変化に対応するために行う優れた人材の養成及び活用の確保に関するものを含む。)、一般職の職員の給与に関する法律第六条の二第一項の規定による指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸の決定の方法並びに同法第八条第一項の規定による職務の級の定数の設定及び改定に関する事務並びに職員の人事評価(任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、職

一号に掲げる観点に係るものに限る。)の計画の樹立及び実施並びに当該研修に係る調査研究、分限、懲戒、苦情の処理、職務に係る倫理の保持その他職員に関する人事行政の公正の確保及び職員の利益の保護等に関する事務をつかさどる。

③・④ 〔略〕

(職員)

第四条 〔略〕

②・③ 〔略〕

④ 人事院は、その内部機構を管理する。国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)は、人事院には適用されない。

(内閣総理大臣)

第十八条の二 内閣総理大臣は、法律の定めるところに従い、採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する事務、標準職務遂行能力、採用昇任等基本方針、幹部職員の任用等に係る特例及び幹部候補育成課程に関する事務(第三十三条第一項に規定する根本基準の実施につき必要な事務であつて、行政需要の変化に対応するために行う優れた人材の養成及び活用の確保に関するものを含む。)、一般職の職員の給与に関する法律第六条の二第一項の規定による指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸の決定の方法並びに同法第八条第一項の規定による職務の級の定数の設定及び改定に関する事務並びに職員の人事評価(任用、給与、

員がその職務を遂行するに当たり發揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。）、研修、能率、厚生、服務、退職管理等に関する事務（第三条第二項の規定により人事院の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

② 「略」

（人事管理の原則）

第二十七条の二 職員の採用後の任用、給与その他の人事管理は、職員の採用年次及び合格した採用試験の種類にとらわれてはならず、この法律に特段の定めがある場合を除くほか、人事評価に基づいて、適切かつ厳格に行われなければならない。

（定義）

第三十四条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 五 「略」

分限その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するに当たり發揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。）、研修、能率、厚生、服務、退職管理等に関する事務（第三条第二項の規定により人事院の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

② 「略」

（人事管理の原則）

第二十七条の二 職員の採用後の任用、給与その他の人事管理は、職員の採用年次、合格した採用試験の種類及び第六十一条の九第二項第二号に規定する課程対象者であるか否か又は同号に規定する課程対象者であつたか否かにとらわれてはならず、この法律に特段の定めがある場合を除くほか、人事評価に基づいて、適切かつ厳格に行われなければならない。

（定義）

第三十四条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 五 「略」

六 幹部職員 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五十条若しくは国家行政組織法第六条に規定する長官、同法第十八条

第一項に規定する事務次官若しくは同法第二十一条第一項に規定する局長若しくは部長の官職又はこれらの官職に準ずる官職

六 [略]

② [略]

(任命権者)

第五十五条 任命権は、法律に別段の定めのある場合を除いては、内閣、各大臣（内閣総理大臣及び各省大臣をいう。以下同じ。）、会計検査院長及び人事院総裁並びに宮内庁長官及び各外局の長に属するものとする。これらの機関の長の有する任命権は、その部内の機関に属する官職に限られ、内閣の有する任命権は、その直属する機関（内閣府を除く。）に属する官職に限られる。ただし、外局の長に対する任命権は、各大臣に属する。

② 前項に規定する機関の長たる任命権者は、その任命権を、その部内の上級の国家公務員（内閣が任命権を有する官職にあつては、内閣総理大臣又は国務大臣）に限り委任することができる。この委任は、その効力が発生する日の前に、書面をもつて、これを人事院に提示しなければならない。

③ [略]

(選考による採用)

であつて政令で定めるもの（以下「幹部職」という。）を占める職員をいう。

七 [略]

② [略]

(任命権者)

第五十五条 任命権は、法律に別段の定めのある場合を除いては、内閣、各大臣（内閣総理大臣及び各省大臣をいう。以下同じ。）、会計検査院長及び人事院総裁並びに宮内庁長官及び各外局の長に属するものとする。これらの機関の長の有する任命権は、その部内の機関に属する官職に限られ、内閣の有する任命権は、その直属する機関（内閣府を除く。）に属する官職に限られる。ただし、外局の長（国家行政組織法第七条第五項に規定する実施庁以外の庁にあつては、外局の幹部職）に対する任命権は、各大臣に属する。

② 前項に規定する機関の長たる任命権者は、幹部職以外の官職（内閣が任命権を有する場合にあつては、幹部職を含む。）の任命権を、その部内の上級の国家公務員（内閣が任命権を有する幹部職にあつては、内閣総理大臣又は国務大臣）に限り委任することができる。この委任は、その効力が発生する日の前に、書面をもつて、これを人事院に提示しなければならない。

③ [略]

(選考による採用)

第五十七条 選考による職員を採用は、任命権者が、任命しようとする官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする官職についての適性を有すると認められる者の中から行うものとする。

(昇任、降任及び転任)

第五十八条 職員の昇任及び転任は、任命権者が、職員の人事評価に基づき、任命しようとする官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする官職についての適性を有すると認められる者の中から行うものとする。

② 任命権者は、職員を降任させる場合には、当該職員の人事評価に基づき、任命しようとする官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする官職についての適性を有すると認められる官職に任命するものとする。

③ 国際機関又は民間企業に派遣されていたこと等の事情により、人事評価が行われていない職員の昇任、降任及び転任については、前二項の規定にかかわらず、任命権者が、人事評価以外の能力の実証に基づき、任命しようとする官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする官職についての適性を判断して行うことができる。

第五十七条 選考による職員を採用(職員の幹部職への任命に該当するものを除く。)は、任命権者が、任命しようとする官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする官職についての適性を有すると認められる者の中から行うものとする。

(昇任、降任及び転任)

第五十八条 職員の昇任及び転任(職員の幹部職への任命に該当するものを除く。)は、任命権者が、職員の人事評価に基づき、任命しようとする官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする官職についての適性を有すると認められる者の中から行うものとする。

② 任命権者は、職員を降任させる場合(職員の幹部職への任命に該当する場合を除く。)には、当該職員の人事評価に基づき、任命しようとする官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする官職についての適性を有すると認められる官職に任命するものとする。

③ 国際機関又は民間企業に派遣されていたこと等の事情により、人事評価が行われていない職員の昇任、降任及び転任(職員の幹部職への任命に該当するものを除く。)については、前二項の規定にかかわらず、任命権者が、人事評価以外の能力の実証に基づき、任命しようとする官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする官職についての適性を

判断して行うことができる。

第六款 幹部職員の任用等に係る特例

(適格性審査及び幹部候補者名簿)

第六十一条の二 内閣総理大臣は、次に掲げる者について、政令で定めるところにより、幹部職(自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第三十条の二第一項第六号に規定する幹部職を含む。以下この条において同じ。)に属する官職(同項第二号に規定する自衛官以外の隊員が占める職を含む。次項及び第六十一条の十一において同じ。)に係る標準職務遂行能力(同法第三十条の二第一項第五号に規定する標準職務遂行能力を含む。次項において同じ。)を有することを確認するための審査(以下「適格性審査」という。)を公正に行うものとする。

一 幹部職員(自衛隊法第三十条の二第一項第六号に規定する幹部職員を含む。以下この項及び第六十一条の九第一項において同じ。)

二 幹部職員以外の者であつて、幹部職の職責を担うにふさわしい能力を有すると見込まれる者として任命権者(自衛隊法第三十一条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員(以下「自衛隊員」という。)の任免について権限を有する者を含む。第三項及び第四項、第六十一条の六並びに第六十一条の十一において同じ。)が内閣総理大臣に推薦した者

三 前二号に掲げる者に準ずる者として政令で定める者

-
- ② 内閣総理大臣は、適格性審査の結果、幹部職に属する官職に係る標準職務遂行能力を有することを確認した者について、政令で定めるところにより、氏名その他政令で定める事項を記載した名簿（以下「幹部候補者名簿」という。）を作成するものとする。
- ③ 内閣総理大臣は、任命権者の求めがある場合には、政令で定めるところにより、当該任命権者に対し、幹部候補者名簿を提示するものとする。
- ④ 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、定期的に、及び任命権者の求めがある場合その他必要があると認める場合には随時、適格性審査を行い、幹部候補者名簿を更新するものとする。
- ⑤ 内閣総理大臣は、前各項の規定による権限を内閣官房長官に委任する。
- ⑥ 第一項各号列記以外の部分及び第二項から第四項までの政令は、人事院の意見を聴いて定めるものとする。
- （幹部候補者名簿に記載されている者の中からの任用）
- 第六十一条の三 選考による職員の採用であつて、幹部職への任命に該当するものは、任命権者が、幹部候補者名簿に記載されている者であつて、当該任命しようとする幹部職についての適性を有すると認められる者の中から行うものとする。
- ② 職員の昇任及び転任であつて、幹部職への任命に該当するものは、任命権者が、幹部候補者名簿に記載されている者であつて、職員の人事評価に基づき、当該任命しようとする幹部職についての適
-

性を有すると認められる者の中から行うものとする。

③ 任命権者は、幹部候補者名簿に記載されている職員の降任であつて、幹部職への任命に該当するものを行う場合には、当該職員の人事評価に基づき、当該任命しようとする幹部職についての適性を有すると認められる幹部職に任命するものとする。

④ 国際機関又は民間企業に派遣されていたこと等の事情により人事評価が行われていない職員のうち、幹部候補者名簿に記載されている者の昇任、降任又は転任であつて、幹部職への任命に該当するものについては、任命権者が、前二項の規定にかかわらず、人事評価以外の能力の実証に基づき、当該任命しようとする幹部職についての適性を判断して行うことができる。

(内閣総理大臣及び内閣官房長官との協議に基づく任用等)

第六十一条の四 任命権者は、職員の選考による採用、昇任、転任及び降任であつて幹部職への任命に該当するもの、幹部職員の幹部職以外の官職への昇任、転任及び降任並びに幹部職員の退職(政令で定めるものに限る。第四項において同じ。)及び免職(以下この条において「採用等」という。)を行う場合には、政令で定めるところにより、あらかじめ内閣総理大臣及び内閣官房長官に協議した上で、当該協議に基づいて行うものとする。

② 前項の場合において、災害その他緊急やむを得ない理由により、あらかじめ内閣総理大臣及び内閣官房長官に協議する時間的余裕がないときは、任命権者は、同項の規定にかかわらず、当該協議を

行うことなく、職員を採用等を行うことができる。

③ 任命権者は、前項の規定により職員の採用等を行った場合には、内閣総理大臣及び内閣官房長官に通知するとともに、遅滞なく、当該採用等について、政令で定めるところにより、内閣総理大臣及び内閣官房長官に協議し、当該協議に基づいて必要な措置を講じなければならぬ。

④ 内閣総理大臣又は内閣官房長官は、幹部職員について適切な人事管理を確保するために必要があると認めるときは、任命権者に対し、幹部職員の昇任、転任、降任、退職及び免職（以下この項において「昇任等」という。）について協議を求めることができる。この場合において、協議が調ったときは、任命権者は、当該協議に基づいて昇任等を行うものとする。

（管理職への任用に関する運用の管理）

第六十一条の五 任命権者は、政令で定めるところにより、定期的に、及び内閣総理大臣の求めがある場合には随時、管理職への任用の状況を内閣総理大臣に報告するものとする。

② 内閣総理大臣は、第五十四条第二項第四号の基準に照らして必要があると認める場合には、任命権者に対し、管理職への任用に関する運用の改善その他の必要な措置をとることを求めることができる。

（任命権者を異にする管理職への任用に係る調整）

第六十一条の六 内閣総理大臣は、任命権者を異にする管理職（自衛隊法第三十条の二第一項第七号に規定する管理職を含む。）への任用の円滑な実施に資するよう、任命権者に対する情報提供、任命権者相互間の情報交換の促進その他の必要な調整を行うものとする。

（人事に関する情報の管理）

第六十一条の七 内閣総理大臣は、この款及び次款の規定の円滑な運用を図るため、内閣府、各省その他の機関に対し、政令で定めるところにより、当該機関の幹部職員、管理職員、第六十一条の九第二項第二号に規定する課程対象者その他これらに準ずる職員として政令で定めるものの人事に関する情報の提供を求めることができ

る。

② 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、前項の規定により提出された情報を適正に管理するものとする。

（特殊性を有する幹部職等の特例）

第六十一条の八 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣法制局及び内閣府を除く。以下この項において「内閣の直属機関」という。）、人事院、検察庁及び会計検査院の官職（当該官職が内閣の直属機関に属するものであつて、その任命権者が内閣の委任を受けて任命権を行う者であるものを除く。）については、第六十一条の二から第六十一条の五までの規定は適用せず、第五十七条、第五十八条及び前条第一項の規定の適用については、第五十七条中「採用

（職員の幹部職への任命に該当するものを除く。）」「とあるのは「採用」と、第五十八条第一項中「転任（職員の幹部職への任命に該当するものを除く。）」「とあるのは「転任」と、同条第二項中「降任させる場合（職員の幹部職への任命に該当する場合を除く。）」「とあるのは「降任させる場合」と、同条第三項中「転任（職員の幹部職への任命に該当するものを除く。）」「とあるのは「転任」と、前条第一項中「政令」とあるのは「当該機関の職員が適格性審査を受ける場合その他の必要がある場合として政令で定める場合に限り、政令」とする。

② 警察庁の官職については、第六十一条の二、第六十一条の三、第六十一条の四第四項及び第六十一条の五の規定は適用せず、第五十七条、第五十八条、第六十一条の四第一項から第三項まで及び前条第一項の規定の適用については、第五十七条中「採用（職員の幹部職への任命に該当するものを除く。）」「とあるのは「採用」と、第五十八条第一項中「転任（職員の幹部職への任命に該当するものを除く。）」「とあるのは「転任」と、同条第二項中「降任させる場合（職員の幹部職への任命に該当する場合を除く。）」「とあるのは「降任させる場合」と、同条第三項中「転任（職員の幹部職への任命に該当するものを除く。）」「とあるのは「転任」と、第六十一条の四第一項中「に協議した上で、当該協議に基づいて行う」とあるのは「（任命権者が警察庁長官である場合にあつては、国家公安委員会を通じて内閣総理大臣及び内閣官房長官）に通知するものとする。」

この場合において、内閣総理大臣及び内閣官房長官は、任命権者（任

命権者が警察庁長官である場合にあつては、国家公安委員会を通じて任命権者) に対し、当該幹部職に係る標準職務遂行能力を有しているか否かの観点から意見を述べることができる」と、同条第二項中「に協議する」とあるのは「(任命権者が警察庁長官である場合にあつては、国家公安委員会を通じて内閣総理大臣及び内閣官房長官) に通知する」と、同条第三項中「内閣総理大臣及び内閣官房長官に通知するとともに、遅滞なく」とあるのは「遅滞なく」と、「に協議し、当該協議に基づいて必要な措置を講じなければならない」とあるのは「(任命権者が警察庁長官である場合にあつては、国家公安委員会を通じて内閣総理大臣及び内閣官房長官) に通知しなければならない。この場合において、内閣総理大臣及び内閣官房長官は、任命権者(任命権者が警察庁長官である場合にあつては、国家公安委員会を通じて任命権者) に対し、当該幹部職に係る標準職務遂行能力を有しているか否かの観点から意見を述べることができるものとする」と、前条第一項中「政令」とあるのは「当該機関の職員が適格性審査を受ける場合その他の必要がある場合として政令で定める場合に限り、政令」とする。

③ 内閣法制局、宮内庁、外局として置かれる委員会(政令で定めるものを除く。)及び国家行政組織法第七条第五項に規定する実施庁の幹部職(これらの機関の長を除く。)については、第六十一条の四第四項の規定は適用せず、同条第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項中「内閣総理大臣」とあるのは「任命権者の

属する機関に係る事項についての内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣（第三項において単に「主任の大臣」という。）を通じて内閣総理大臣」と、同条第三項中「内閣総理大臣」とあるのは「主任の大臣を通じて内閣総理大臣」とする。

第七款 幹部候補育成課程

（運用の基準）

第六十一条の九 内閣総理大臣、各省大臣（自衛隊法第三十一条第一項の規定により自衛隊員の任免について権限を有する防衛大臣を含む。）、会計検査院長、人事院総裁その他機関の長であつて政令で定めるもの（以下この条及び次条において「各大臣等」という。）は、幹部職員の候補となり得る管理職員（同法第三十条の二第一項第七号に規定する管理職員を含む。次項において同じ。）としてその職責を担うにふさわしい能力及び経験を有する職員（自衛隊員（自衛官を除く。）を含む。同項において同じ。）を育成するため（自衛官を除く。）を設け、内閣総理大臣の定める基準に従い、運用するものとする。

② 前項の基準においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 各大臣等が、その職員であつて、採用後、一定期間勤務した経験を有するものの中から、本人の希望及び人事評価（自衛隊法第三十一条第三項に規定する人事評価を含む。次号において同じ。）に基づいて、幹部候補育成課程における育成の対象となるべき者を随時選定すること。

-
- 二 各大臣等が、前号の規定により選定した者（以下「課程対象者」という。）について、人事評価に基づいて、引き続き課程対象者とするかどうかを定期的に判定すること。
- 三 各大臣等が、課程対象者に対し、管理職員に求められる政策の企画立案及び業務の管理に係る能力の育成を目的とした研修（政府全体を通ずるものを除く。）を実施すること。
- 四 各大臣等が、課程対象者に対し、管理職員に求められる政策の企画立案及び業務の管理に係る能力の育成を目的とした研修であつて、政府全体を通ずるものとして内閣総理大臣が企画立案し、実施するものを受講させること。
- 五 各大臣等が、課程対象者に対し、国の複数の行政機関又は国以外の法人において勤務させることにより、多様な勤務を経験する機会を付与すること。
- 六 第三号の研修の実施及び前号の機会の付与に当たつては、次に掲げる事項を行うよう努めること。
- イ 民間企業その他の法人における勤務の機会を付与すること。
- ロ 国際機関、在外公館その他の外国に所在する機関における勤務又は海外への留学の機会を付与すること。
- ハ 所掌事務に係る専門性の向上を目的とした研修を実施し、又はその向上に資する勤務の機会を付与すること。
- 七 前各号に掲げるもののほか、幹部候補育成課程に関する政府全体としての統一性を確保するために必要な事項
-

(運用の管理)

第六十一条の十 各大臣等(会計検査院長及び人事院総裁を除く。次項において同じ。)は、政令で定めるところにより、定期的に、及び内閣総理大臣の求めがある場合には随時、幹部候補育成課程の運用の状況を内閣総理大臣に報告するものとする。

② 内閣総理大臣は、前条第一項の基準に照らして必要があると認められる場合には、各大臣等に対し、幹部候補育成課程の運用の改善その他の必要な措置をとることを求めることができる。

(任命権者を異にする任用に係る調整)

第六十一条の十一 第六十一条の六の規定は、任命権者を異にする官職への課程対象者の任用について準用する。

(研修計画)

第七十条の六 人事院、内閣総理大臣及び関係庁の長は、前条第一項に規定する根本基準を達成するため、職員の研修(人事院にあつては第一号に掲げる観点から行う研修とし、内閣総理大臣にあつては第二号に掲げる観点から行う研修とし、関係庁の長にあつては第三号に掲げる観点から行う研修とする。)について計画を樹立し、その実施に努めなければならない。

一 [略]

二 内閣の重要政策に関する理解を深めることを通じた行政各部の施策の統一性の確保

第七十条の六 人事院、内閣総理大臣及び関係庁の長は、前条第一項に規定する根本基準を達成するため、職員の研修(人事院にあつては第一号に掲げる観点から行う研修とし、内閣総理大臣にあつては第二号に掲げる観点から行う研修とし、関係庁の長にあつては第三号に掲げる観点から行う研修とする。)について計画を樹立し、その実施に努めなければならない。

一 [略]

二 各行政機関の課程対象者の政府全体を通じた育成又は内閣の重要政策に関する理解を深めることを通じた行政各部の施策の

②
⑤
三
〔略〕
〔略〕

統一性の確保

②
⑤
三
〔略〕
〔略〕

（幹部職員の降任に関する特例）

第七十八条の二 任命権者は、幹部職員（幹部職のうち職制上の段階が最下位の段階のものを占める幹部職員を除く。以下この条において同じ。）について、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当するときは、人事院規則の定めるところにより、当該幹部職員が前条各号に掲げる場合のいずれにも該当しない場合においても、その意に反して降任（直近下位の職制上の段階に属する幹部職への降任に限る。）を行うことができる。

一 当該幹部職員が、人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らし、他の官職（同じ職制上の段階に属する他の官職であつて、当該官職に対する任命権が当該幹部職員の任命権者に属するものをいう。第三号において「他の官職」という。）を占める他の幹部職員に比して勤務実績が劣つているものとして人事院規則で定める要件に該当する場合

二 当該幹部職員が現に任命されている官職に幹部職員となり得る他の特定の者を任命すると仮定した場合において、当該他の特定の者が、人事評価又は勤務の状況を示す事実その他の客観的な事実及び当該官職についての適性に照らして、当該幹部職員より優れた業績を挙げることが十分見込まれる場合として人事院規

則で定める要件に該当する場合

三 当該幹部職員について、欠員を生じ、若しくは生ずると見込まれる他の官職についての適性が他の候補者と比較して十分でない場合として人事院規則で定める要件に該当すること若しくは他の官職の職務を行うと仮定した場合において当該幹部職員が当該他の官職に現に就いている他の職員より優れた業績を挙げることが十分見込まれる場合として人事院規則で定める要件に該当しないことにより、転任させるべき適当な官職がないと認められる場合又は幹部職員の任用を適切に行うため当該幹部職員を降任させる必要がある場合として人事院規則で定めるその他の場合

(定年退職者等の再任用)

第八十一条の四 任命権者は、第八十一条の二第一項の規定により退職した者若しくは前条の規定により勤務した後退職した者若しくは定年退職日以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮してこれらに準ずるものとして人事院規則で定める者(以下「定年退職者等」という。)又は自衛隊法の規定により退職した者であつて定年退職者等に準ずるものとして人事院規則で定める者(次条において「自衛隊法による定年退職者等」という。)を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する官職に採用することができる。ただし、その者がその者を採用しようとする官職に係る定年に達していないときは、この限りで

(定年退職者等の再任用)

第八十一条の四 任命権者は、第八十一条の二第一項の規定により退職した者若しくは前条の規定により勤務した後退職した者若しくは定年退職日以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮してこれらに準ずるものとして人事院規則で定める者(以下「定年退職者等」という。)又は自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の規定により退職した者であつて定年退職者等に準ずるものとして人事院規則で定める者(次条において「自衛隊法による定年退職者等」という。)を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する官職に採用することができる。ただし、その者がその者を採用しようとする官職に係る定

年に達していないときは、この限りでない。

②・③ 〔略〕

(再就職者による依頼等の規制)

第百六条の四 〔略〕

② 〔略〕

③ 前二項の規定によるもののほか、再就職者のうち、国家行政組織法第六条に規定する長官、同法第二十一条第一項に規定する事務局長若しくは局長の職又はこれらに準ずる職であつて政令で定めるものに就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた府省その他の政令で定める国の機関、行政執行法人若しくは都道府県警察(以下「局長等」としての在職機関」という。)に属する役員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、契約等事務であつて局長等としての在職機関の所掌に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

④～⑨ 〔略〕

(委員長及び委員の任命)

第百六条の八 委員長及び委員は、人格が高潔であり、職員の退職管理に関する事項に関し公正な判断をすることができ、法律又は社会に関する学識経験を有する者であつて、かつ、役員又は自衛隊員(自衛隊法第二条第五項に規定する隊員をいう。第百六条の十第三

ない。

②・③ 〔略〕

(再就職者による依頼等の規制)

第百六条の四 〔略〕

② 〔略〕

③ 前二項の規定によるもののほか、再就職者のうち、国家行政組織法第六条に規定する長官、同法第十八条第一項に規定する事務次官、同法第二十一条第一項に規定する事務局長若しくは局長の職又はこれらに準ずる職であつて政令で定めるものに就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた府省その他の政令で定める国の機関、行政執行法人若しくは都道府県警察(以下「局長等」としての在職機関」という。)に属する役員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、契約等事務であつて局長等としての在職機関の所掌に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

④～⑨ 〔略〕

(委員長及び委員の任命)

第百六条の八 委員長及び委員は、人格が高潔であり、職員の退職管理に関する事項に関し公正な判断をすることができ、法律又は社会に関する学識経験を有する者であつて、かつ、役員又は自衛隊員としての前歴(検察官その他の職務の特殊性を勘案して政令で定め

号及び第六百六条の十四第五項において同じ。)としての前歴(検察官その他の職務の特殊性を勘案して政令で定める者としての前歴を除く。)を有しない者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

②・③ [略]

第九百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 十五 [略]

十六 国家行政組織法第六条に規定する長官、同法第二十一条第一項に規定する事務局長若しくは局長の職又はこれらに準ずる職であつて政令で定めるものに就いていた者であつて、離職後二年を経過するまでの間に、局長等としての在職機関に属する役員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、契約等事務であつて局長等としての在職機関の所掌に属するものに関し、職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼した再就職者

十七・十八 [略]

る者としての前歴を除く。)を有しない者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

②・③ [略]

第九百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 十五 [略]

十六 国家行政組織法第六条に規定する長官、同法第十八条第一項に規定する事務次官、同法第二十一条第一項に規定する事務局長若しくは局長の職又はこれらに準ずる職であつて政令で定めるものに就いていた者であつて、離職後二年を経過するまでの間に、局長等としての在職機関に属する役員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、契約等事務であつて局長等としての在職機関の所掌に属するものに関し、職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼した再就職者

十七・十八 [略]

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 [略]</p> <p>2 3 4 [略]</p> <p>5 この法律（第九十四条の七第三号を除く。）において「隊員」とは、防衛省の職員で、防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛大臣補佐官、防衛大臣政策参与、防衛大臣秘書官、<u>国家行政組織法</u>（昭和二十三年法律第二百十号）<u>第二十二条</u>第一項に規定する幹部職員、第一項の政令で定める合議制の機関の委員、同項の政令で定める部局に勤務する職員及び同項の政令で定める職にある職員以外のものをいうものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第三十条の二 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 3 五 [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 [略]</p> <p>2 3 4 [略]</p> <p>5 この法律（第九十四条の七第三号を除く。）において「隊員」とは、防衛省の職員で、防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛大臣補佐官、防衛大臣政策参与、防衛大臣秘書官、第一項の政令で定める合議制の機関の委員、同項の政令で定める部局に勤務する職員及び同項の政令で定める職にある職員以外のものをいうものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第三十条の二 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 3 五 [略]</p> <p>六 幹部隊員 防衛省の事務次官若しくは防衛審議官、防衛省本省の官房長、局長若しくは次長、防衛装備庁長官若しくは防衛装備庁の部長の官職又はこれらの官職に準ずる官職であつて政令で定めるもの（以下「幹部職」という。）を占める自衛官以外の隊</p>

六 [略]

2 [略]

(任命権者等)

第三十一条 隊員の任用、休職、復職、退職、免職、補職及び懲戒処分(次項において「任用等」という。)は、防衛大臣又はその委任を受けた者(防衛装備庁の職員である隊員(自衛官を除く。第四十八条の二において同じ。))にあつては、防衛装備庁長官又はその委任を受けた者)が行う。

2 [略]

3 隊員の採用後の任用、給与その他の人事管理は、隊員の採用年次及び合格した試験の種類にとられてはならず、この法律に特段の定めがある場合を除くほか、人事評価(隊員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。)に基づいて適切に行われなければならない。

4 隊員の退職管理は、防衛大臣が行う。ただし、第六十五条の第二

二項第一号に規定する若年定年等隊員以外の隊員の退職管理(第六十五条の三第二項第五号、同条第六項において準用する国家公務員

員をいう。

七 [略]

2 [略]

(任命権者等)

第三十一条 隊員の任用、休職、復職、退職、免職、補職及び懲戒処分(次項において「任用等」という。)は、幹部隊員にあつては防衛大臣が、幹部隊員以外の隊員にあつては防衛大臣又はその委任を受けた者(防衛装備庁の職員である隊員(自衛官を除く。))にあつては、防衛装備庁長官又はその委任を受けた者)が行う。

2 [略]

3 隊員の採用後の任用、給与その他の人事管理は、隊員の採用年次、合格した試験の種類及び課程対象者(国家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)第六十一条の九第二項第二号に規定する課程対象者をいう。以下この項及び第三十一条の六第一項において同じ。)であるか否か又は課程対象者であつたか否かにとられてはならず、この法律に特段の定めがある場合を除くほか、人事評価(隊員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。)に基づいて適切に行われなければならない。

4 隊員の退職管理は、防衛大臣が行う。ただし、第六十五条の第二

二項第一号に規定する若年定年等隊員以外の隊員の退職管理(第六十五条の三第二項第五号、同条第六項において準用する国家公務員

法（昭和二十二年法律第二百十号）第百六条の三第五項、第六十五條の四第五項第六号、同条第九項において準用する同法第百六条の四第八項、第六十五條の四第十項、第六十五條の八第一項において準用する同法第十八條の三第一項、第十八條の四（同項に係る部分に限る。）、第百六条の十六から第百六条の二十まで、第百六条の二十一第一項及び第二項並びに第百六条の二十二並びに第六十五條の九の規定に係るものに限る。次項において同じ。）にあつては、内閣総理大臣が行う。

5
〔略〕

法第百六条の三第五項、第六十五條の四第五項第六号、同条第九項において準用する同法第百六条の四第八項、第六十五條の四第十項、第六十五條の八第一項において準用する同法第十八條の三第一項、第十八條の四（同項に係る部分に限る。）、第百六条の十六から第百六条の二十まで、第百六条の二十一第一項及び第二項並びに第百六条の二十二並びに第六十五條の九の規定に係るものに限る。次項において同じ。）にあつては、内閣総理大臣が行う。

5
〔略〕

（幹部候補者名簿に記載されている者の中からの任用）

第三十一条の三 選考による隊員（自衛官を除く。以下この条、次条、第三十一条の六、第四十二条の二、第四十四条の二、第四十四条の三及び第四十四条の五において同じ。）の採用であつて、幹部職への任命に該当するものは、防衛大臣が、幹部候補者名簿（国家公務員法第六十一条の二第二項に規定する幹部候補者名簿をいう。以下この条において同じ。）に記載されている者であつて、当該任命しよつとする幹部職についての適性を有すると認められるものの中から行うものとする。

2 隊員の昇任及び転任であつて、幹部職への任命に該当するものは、防衛大臣が、幹部候補者名簿に記載されている者であつて、隊員の人事評価に基づき、当該任命しよつとする幹部職についての適性を有すると認められるものの中から行うものとする。

3 防衛大臣は、幹部候補者名簿に記載されている隊員の降任であつて、幹部職への任命に該当するものを行う場合には、当該隊員の人事評価に基づき、当該任命しようとする幹部職についての適性を有すると認められる幹部職に任命するものとする。

4 国際機関又は民間企業に派遣されていたことその他の事情により人事評価が行われていない隊員のうち、幹部候補者名簿に記載されている隊員の昇任、転任又は降任であつて、幹部職への任命に該当するものについては、防衛大臣が、前二項の規定にかかわらず、人事評価以外の能力の実証に基づき、当該任命しようとする幹部職についての適性を判断して行うことができる。

(内閣総理大臣及び内閣官房長官との協議に基づく任用等)

第三十一条の四 防衛大臣は、隊員の選考による採用、昇任、転任及び降任であつて幹部職への任命に該当するもの、幹部隊員の幹部職以外の官職への昇任、転任及び降任並びに幹部隊員の退職(政令で定めるものに限る。第四項において同じ。)及び免職(以下この条において「採用等」という。)を行う場合には、防衛省令で定めるところにより、あらかじめ内閣総理大臣及び内閣官房長官に協議した上で、当該協議に基づいて行うものとする。

2 前項の場合において、災害その他緊急やむを得ない理由により、あらかじめ内閣総理大臣及び内閣官房長官に協議する時間的余裕がないときは、防衛大臣は、同項の規定にかかわらず、当該協議を行うことなく、隊員の採用等を行うことができる。

3 防衛大臣は、前項の規定により隊員の採用等を行った場合には、内閣総理大臣及び内閣官房長官に通知するとともに、遅滞なく、当該採用等について、防衛省令で定めるところにより、内閣総理大臣及び内閣官房長官に協議し、当該協議に基づいて必要な措置を講じなければならない。

4 内閣総理大臣又は内閣官房長官は、幹部隊員について適切な人事管理を確保するために必要があると認めるときは、防衛大臣に対し、幹部隊員の昇任、転任、降任、退職及び免職（以下この項において「昇任等」という。）について協議を求めることができる。この場合において、協議が調ったときは、防衛大臣は、当該協議に基づいて昇任等を行うものとする。

（管理職への任用に関する運用の管理）

第三十一条の五 防衛大臣及び防衛装備庁長官は、政令で定めるところにより、定期的な、及び内閣総理大臣の求めがある場合には随時、管理職への任用の状況を内閣総理大臣に報告するものとする。

2 内閣総理大臣は、第三十一条第五項の規定により採用昇任等基本方針に準じて防衛大臣が内閣総理大臣と協議して定める基準のうち、管理職への任用に関する基準に照らして必要があると認める場合には、防衛大臣又は防衛装備庁長官に対し、管理職への任用に関する運用の改善その他の必要な措置をとることを求めることができる。

(人事に関する情報の管理)

第三十一条の六 内閣総理大臣は、防衛大臣又は防衛装備庁長官に対し、政令で定めるところにより、幹部隊員、管理隊員、課程対象者である隊員その他これらに準ずる隊員として政令で定めるものの人事に関する情報の提供を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、前項の規定により提出された情報を適正に管理するものとする。

(隊員の昇任、降任及び転任)

第三十七条 隊員の昇任及び転任(自衛官にあつては、昇任)は、隊員の幹部職への任命に該当するものを除き、人事評価に基づき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める能力及び適性を有すると認められる者の中から行うものとする。

一・二 [略]

2 隊員を降任させる場合(隊員の幹部職への任命に該当する場合を除く。)は、懲戒処分による場合を除き、人事評価に基づき、当該隊員が、前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める能力及び適性を有すると認められる階級又は官職に任命するものとする。

3 国際機関又は民間企業に派遣されていたことその他の事情により、人事評価が行われていない隊員の昇任、降任又は転任(自衛官にあつては、昇任又は降任)については、隊員の幹部職への任命に該当するものを除き、前二項の規定にかかわらず、人事評価以外の能力の実証に基づき、第一項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に

(隊員の昇任、降任及び転任)

第三十七条 隊員の昇任及び転任(自衛官にあつては、昇任)は、人事評価に基づき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める能力及び適性を有すると認められる者の中から行うものとする。

一・二 [略]

2 隊員を降任させる場合は、懲戒処分による場合を除き、人事評価に基づき、当該隊員が、前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める能力及び適性を有すると認められる階級又は官職に任命するものとする。

3 国際機関又は民間企業に派遣されていたことその他の事情により、人事評価が行われていない隊員の昇任、降任又は転任(自衛官にあつては、昇任又は降任)については、前二項の規定にかかわらず、人事評価以外の能力の実証に基づき、第一項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める能力及び適性を判断して行うことができ

る。

〔略〕

4

〔略〕

定める能力及び適性を判断して行うことができる。

（幹部隊員の降任に関する特例）

第四十二条の二 防衛大臣は、幹部隊員（幹部職のうち職制上の段階が最下位の段階のものを占める幹部隊員を除く。以下この条において同じ。）について、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当するときは、政令の定めるところにより、当該幹部隊員が前条各号に掲げる場合のいずれにも該当しない場合においても、その意に反して降任（直近下位の職制上の段階に属する幹部職への降任に限る。）を行うことができる。

一 当該幹部隊員が、人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らし、同じ職制上の段階に属する他の官職を占める他の幹部隊員に比して勤務実績が劣っているものとして政令で定める要件に該当する場合

二 当該幹部隊員が現に任命されている官職に幹部隊員となり得る他の特定の者を任命すると仮定した場合において、当該他の特定の者が、人事評価又は勤務の状況を示す事実その他の客観的な事実及び当該官職についての適性に照らして、当該幹部隊員より優れた業績を挙げることが十分見込まれる場合として政令で定める要件に該当する場合

三 当該幹部隊員について、欠員を生じ、若しくは生ずると見込まれる同じ職制上の段階に属する他の官職についての適性が他の

(自衛官以外の隊員の定年及び定年による退職の特例)

第四十四条の二 隊員(自衛官を除く。以下この条、次条及び第四十四条の五において同じ。)は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の三月三十一日又は防衛大臣があらかじめ指定する日のいずれか早い日(次条及び第四十四条の四において「定年退職日」という。)に退職する。

2・3 [略]

(審査請求の特例)

第四十八条の二 防衛装備庁の職員である隊員は、防衛装備庁長官により、その意に反して、降任され、休職にされ、若しくは免職され、又は懲戒処分を受けた場合においては、防衛大臣に対して審査請求をすることができる。

候補者と比較して十分でない場合として政令で定める要件に該当すること若しくは同じ職制上の段階に属する他の官職の職務を行うと仮定した場合において当該幹部隊員が当該他の官職に現に就いている他の隊員より優れた業績を挙げることが十分見込まれる場合として政令で定める要件に該当しないことにより、転任させるべき適当な官職がないと認められる場合又は幹部隊員の任用を適切に行うため当該幹部隊員を降任させる必要がある場合として政令で定めるその他の場合

(自衛官以外の隊員の定年及び定年による退職の特例)

第四十四条の二 隊員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の三月三十一日又は防衛大臣があらかじめ指定する日のいずれか早い日(次条及び第四十四条の四において「定年退職日」という。)に退職する。

2・3 [略]

(審査請求の特例)

第四十八条の二 防衛装備庁の職員である隊員(幹部隊員及び自衛官を除く。次項において同じ。)は、防衛装備庁長官により、その意に反して、降任され、休職にされ、若しくは免職され、又は懲戒処分を受けた場合においては、防衛大臣に対して審査請求をすることができる。

2 [略]

(審査請求の処理)

第四十九条 [略]

2 [略]

3 防衛大臣は、第一項に規定する審査請求を受けた場合には、これを審議会等(国家行政組織法第八条に規定する機関をいう。以下同じ。)で政令で定めるものに付議しなければならない。

4～7 [略]

(再就職者による依頼等の規制)

第六十五条の四 [略]

2 前項の規定によるもののほか、再就職者のうち、防衛省本省若しくは防衛装備庁の内部部に置かれる課の課長の職又は当該職若しくは防衛省本省若しくは防衛装備庁の内部部に置かれる部の部長若しくは課の課長の職に準ずる職であつて政令で定めるものに、離職した日の五年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた局等組織に属する隊員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、契約等事務であつて離職した日の五年前の日より前の職務(当該職に就いていたときの職務に限る。)に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

2 [略]

(審査請求の処理)

第四十九条 [略]

2 [略]

3 防衛大臣は、第一項に規定する審査請求を受けた場合には、これを審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第八条に規定する機関をいう。以下同じ。)で政令で定めるものに付議しなければならない。

4～7 [略]

(再就職者による依頼等の規制)

第六十五条の四 [略]

2 前項の規定によるもののほか、再就職者のうち、防衛省本省若しくは防衛装備庁の内部部に置かれる部の部長若しくは課の課長の職又はこれらに準ずる職であつて政令で定めるものに、離職した日の五年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた局等組織に属する隊員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、契約等事務であつて離職した日の五年前の日より前の職務(当該職に就いていたときの職務に限る。)に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

3 前二項の規定によるもののほか、再就職者のうち、防衛省の事務次官、防衛省本省の内部部局に置かれる局長又は防衛装備庁長官の職に準ずる職であつて政令で定めるものに就いていた者は、隊員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、契約等事務であつて防衛省の所掌に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

4 5 10 [略]

(一般定年等隊員等に係る調査)

第六十五条の八 国家公務員法第十八条の三第一項、第十八条の四(同項に係る部分に限る。)、第六十六条の十六から第六十六条の二十二まで、第六十六条の二十一第一項及び第二項並びに第六十六条の二十二の規定は、一般定年等隊員又は離職の際に一般定年等隊員であつた者に係る違反行為に関する調査について準用する。この場合において、同法第六十六条の十六、第六十六条の十七、第六十六条の十八第一項、第六十六条の十九、第六十六条の二十第二項及び第三項並びに第六十六条の二十一第二項の規定中「任命権者」とあるのは「防衛大臣」と、同法第六十六条の十八第一項及び第六十六条の二十第一項中「第六十六条の四第九項」とあるのは「自衛隊法第六十五条の四第十項」と、同法第六十六条の二十一第一項中「任命権者において」とあるのは「防衛大臣(防衛装備庁の職員(自衛官を除く。))にあつては、防衛装備庁長官)において」と、「任命権者に対し」とあるのは「防衛大

3 前二項の規定によるもののほか、再就職者のうち、防衛省の事務次官、防衛省本省の内部部局に置かれる局長若しくは防衛装備庁長官の職又はこれらに準ずる職であつて政令で定めるものに就いていた者は、隊員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、契約等事務であつて防衛省の所掌に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

4 5 10 [略]

(一般定年等隊員等に係る調査)

第六十五条の八 国家公務員法第十八条の三第一項、第十八条の四(同項に係る部分に限る。)、第六十六条の十六から第六十六条の二十二まで、第六十六条の二十一第一項及び第二項並びに第六十六条の二十二の規定は、一般定年等隊員又は離職の際に一般定年等隊員であつた者に係る違反行為に関する調査について準用する。この場合において、同法第六十六条の十六、第六十六条の十七、第六十六条の十八第一項、第六十六条の十九、第六十六条の二十第二項及び第三項並びに第六十六条の二十一第二項の規定中「任命権者」とあるのは「防衛大臣」と、同法第六十六条の十八第一項及び第六十六条の二十第一項中「第六十六条の四第九項」とあるのは「自衛隊法第六十五条の四第十項」と、同法第六十六条の二十一第一項中「任命権者において」とあるのは「防衛大臣(防衛装備庁の職員(自衛隊法第三十条の二第一項第六号に規定する幹部隊員及び自衛官を除く。))にあつては、防衛装備庁長

2

〔略〕

臣に対し」と読み替えるものとする。

2

〔略〕

官)において」と、「任命権者に対し」とあるのは「防衛大臣に対し」と読み替えるものとする。